

社会福祉法人はるにれの里家族会連絡協議会
第3回役員会 議事内容

2018年10月16日

1. 「第2回定期協議会」での討議事項案（家族会からの提起事項）

次の事項を討議内容として法人に申し入れいたします。追加、変更等ありましたら10月31日までに事務局へ連絡ください。変更含めて第4回役員会で最終決定します。

(1)あゆむ吉村会長からの意見

GHのシステムを将来に亘って維持発展させていくための長期計画が知りたい
⇒11月10日の理事との意見交換会で発言をお願いいたします。

(2)提言の進捗状況及び意見

前回送付しました更新した「提言」で、埋まっていない部分の状況を法人から説明いただく、又それぞれの家族会から質問・意見を発言していただきます。

2. 「提言」の更新

前回から進捗なし。

3. 「てまりの華」の講演会

10/15開催。出席者30名。

4. 家族会サポーター講習会

現在3名参加予定。

5. その他

今回は11月10日にリンクルで開催します。議題は予定通り

- ・第2回定期協議会での討議内容確認
- ・家族会サポーターの状況報告
- ・提言の更新事項
- ・てまりの華講演会の報告（追加事項）

で行います。

●金子統括からの情報提供

【一般社団法人北海道知的障がい福祉協会の場合】

平成17年保険業法改正に伴い、これまで独自に福祉協会がおこなってきた入院付添制度については、協会としては、一般社団法人として少額短期保険業者に登録することが難しく、株式会社北海道保険補償に協会会員専用の付添補償制度として移管して運営がされている。

(1) 北海道知的障がい福祉協会加入の法人であれば家族会名義での加入も可能。

(2) 原則、施設利用者全員加入となっているが、全員加入が難しい場合でも加入可能との返答をもらっている。

- ・年間保険料： 14,500円
- ・付添費用： 日額 12,000円 (90日限度) 1日目からの補償。付添人は問わず。
- ・差額ベット費用： 5,000円 (90日限度) 1日目からの補償。

(3) 生活保護を受けている利用者への給付は所得になるのかという点では、北海道保険補償が加入している家族会に支払い、家族会から付添人に支払いをするということになるので、本人の所得扱いにはならないとのこと。

【現行の入院互助会について】

現在、法人家族会の中で、任意加入での入院互助会制度が運営されている。現在、入院互助会の運用資金は約2000万円にもなり、(1) 法人家族連絡協議会入院互助会という任意団体が多額の資金運用を行うという点で、問題ないか。(民法上、税法上での問題はないか。)この点については、弁護士に相談ができていませんので、進めていきたいと考えています。

(2) 入院互助会という任意の団体での互助・共済的な運営という点で、平成17年保険業法改正(平成18年4月施行)により、任意団体の法定根拠のない共済に対しても規制の対象となったが、この点はどうか。

北海道保険補償に問い合わせをしたところ、任意団体である家族会の入院互助会が、保険法に該当する団体か対象外かについては

- (1) 主たる契約者はあくまでも保護者。
- (2) 保険料の支払いは保護者であって利用者の場合は違法。
- (3) 互助会が認められるために
 - ・ 弁護士によるリーガルチェック(30万円ほどの費用)
 - ・ 任意団体として「共済」は制度で認められている「認可共済」以外は不可。
 - ・ 互助会組織について
 - ・ どこが管理しているのか。互助会として独立した組織であれば良い。

- ・ 互助会の対象者・・・対象を家族会会員特定であること
- ・ 会の規程があること
- ・ 資金の運用規定が必要
- ・ 万が一破産した時の責任範囲を明確に(被加入者の保護)
- ・ 規程で役員報酬の有無の明記

上記の内容と合わせて、最終的には金融庁や財務局への問い合わせで確認をとること。

送付資料の中で、共催会・互助会などを運営されている……金融庁からのお知らせの内容から保険業法の適用除外になるには、難しいようにも思いますが、さらにいろいろと問い合わせしていきます。